

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年 9月28日
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町二丁目 2番 1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町二丁目 2番 1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 1【提出理由】

平成28年9月27日開催の当社第17期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除ならびに所要の変更等を行うものであります。

当社株式の流動性の向上および将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条の発行可能株式総数を現行の8,000,000株から15,000,000株に変更するものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、河邊拓己、加登住眞及び坂本一良を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、松崎恭子、白川彰朗、古田利雄及び小宮山靖行を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額120百万円以内とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を、金銭による報酬ならびにストックオプション等の金銭でない報酬とを合わせて年額45百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	19,288	1,595	-	(注)1	可決 92.31%
第2号議案					
河邊 拓己	19,931	960	-	(注)2	可決 95.39%
加登住 眞	19,866	1,025	-		可決 95.08%
坂本 一良	19,815	1,076	-		可決 94.83%
第3号議案					
松崎 恭子	19,832	1,061	-	(注)2	可決 94.91%
白川 彰朗	19,730	1,163	-		可決 94.42%
古田 利雄	19,861	1,032	-		可決 95.05%
小宮山 靖行	19,737	1,156	-		可決 94.46%
第4号議案	19,198	1,695	-	(注)3	可決 91.88%
第5号議案	19,273	1,620	-	(注)3	可決 92.24%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上